

お客さま各位

株式会社 北洋銀行

個人番号の利用目的の変更について

株式会社北洋銀行(以下「当行」といいます。)は、個人情報保護法第15条第2項および第18条第3項を踏まえ、当行の個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報の利用目的を以下のとおり変更(追加)することをご連絡いたします。

なお、変更日は、預金口座付番が開始される平成30年1月1日からいたしますので、申し添えます。

※変更点は下線部をご覧ください。

【利用目的】

当行は行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等により、お客さまの個人番号および個人番号をその内容に含む個人情報を、以下の業務以外の目的で利用いたしません。

- ①金融商品取引に関する法定書類作成事務
- ②国外送金等取引に関する法定書類作成事務
- ③非課税貯蓄制度等の適用に関する事務
- ④その他、法定書類作成事務
- ⑤預金口座付番に関する事務

以 上

マイナンバーおよび法人番号の 提供にご協力をお願いします

マイナンバーは、
国民一人ひとりごもつ
12桁の番号です。
また、企業などの法人にも
13桁の法人番号が
指定されます。



銀行でも
マイナンバーを
扱います!

◆ 銀行でマイナンバーおよび法人番号が必要な取引 ◆

法令により個人・法人を問わず、マイナンバーの提示が必要です。

個人の方 > 「個人番号カード」または「通知カードおよび運転免許証などの本人確認書類」をご持参ください。
法人の方 > 法人番号が確認できる書類（法人番号指定通知書等）をご持参ください。

個人のお客さま

- 投資信託・公共債など証券取引全般
- マル優・マル特
- 財形貯蓄（年金・住宅）
- 外国送金（支払い・受け取り）など

法人のお客さま

- 投資信託・公共債など証券取引全般
- 定期預金・通知預金
- 外国送金（支払い・受け取り）など

※北洋銀行では、マイナンバーを法定調書や非課税申告書等への記載等に利用します。

マイナンバー制度実施の流れ



市町村等



マイナンバー
または
法人番号の通知



ご自宅または会社など



北洋銀行

既に北洋銀行にて投資信託口座を開設されているお客さまもマイナンバーまたは法人番号の提示が必要になります。

平成27年10月～

住民票を有する個人および法人のお客さまに、マイナンバーまたは法人番号が通知されます。

(例) 投資信託取引の場合

平成28年1月～

北洋銀行で新規に投資信託口座を開設する場合、マイナンバーまたは法人番号の提示を行う必要があります。

マイナンバー制度がはじまると、どうなるの？

国民の一人ひとりにマイナンバー（12桁の個人番号）が割り当てられ、平成28年1月から社会保障・税・災害対策の行政手続で利用がはじまります。それに伴い銀行でも、投資信託や外国送金などの手続きで、マイナンバーを取扱います。また、企業などの法人にも13桁の法人番号が指定されます。



Q 制度はいつからはじまるの？

A 平成28年1月から開始されます。また、制度開始前でも、銀行からマイナンバーの提示をお願いします。



Q 銀行でのマイナンバーの利用目的は？

A 投資信託や外国送金などに関する法定書類などにマイナンバーを記載し、税務署などに提出します。



Q 個人情報that漏れたりしない？

A マイナンバーの取扱いには、厳格な保護措置が設けられています。法令で定められた目的以外でマイナンバーを利用することはできません。

Q 法人番号は何のこと？

A 法人には13桁の法人番号が指定され、インターネットを通じて公表されます。個人のマイナンバーとは異なり、どなたでも自由に利用可能です。



Q すでに取引しているけど、マイナンバーの提示は必要なの？

A はい。平成27年12月以前から投資信託などの取引をされているお客さまも、マイナンバーの提示が必要とされています。



Q 法人でも法人番号の提示は必要なの？

A はい。法人のお客さまも、法人番号の提示が必要となります。ご協力、よろしくお願いいたします。



マイナンバーを悪用した詐欺行為にご注意ください！

銀行員がお客さまに電話等でマイナンバーをお伺いすることはありません。不審な電話等がありましたら、銀行または警察にご連絡ください。

詳しくは、最寄りの北洋銀行本支店までお気軽にご相談ください。